

平成31年1月30日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会
委員長 岩井 秀一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

記

第98号議案 古賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行政区長及び隣組長の報酬の改定に伴い、条例の一部を改正するもの

【審査内容】

議案の主旨、意図は次のとおり。

1. 行政区長・行政隣組長は市と地域のパイプ役として重要な役割を果たしており、今後も共働体制を維持する必要がある一方で、文書配布等の委嘱事務が大きな負担となっていること。
2. 文書配布を民間業者に委託すること等に伴い、報酬の改定を行うこと。
3. 委嘱事務及び報酬の改定については、平成29年度の全行政区長・行政隣組長を対象としたアンケートを実施し、行政区長会からの承認を得ていること。
4. この条例は、平成31年4月1日から施行すること。

【意見】

(賛成意見)

本議案は、少子高齢化が進み、より自治会活動が重要になること、また、関係者により長時間の検討が重ねられたものである。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定した。

第99号議案 古賀市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告等に基づき、市職員の給料月額及び諸手当並びに市議会議員及び常勤の特別職の職員の期末手当を改定するもの

【審査内容】

議案の主旨、意図は次のとおり。

1. 若年層職員を中心に、給料の平均約0.2%の引き上げがおこなわれること。
2. 一般職の職員については、平成30年4月1日に遡って勤勉手当を0.05月分増額。増額分は12月勤勉手当に反映する。31年4月1日からは増額分を6月と12月に均等に振り分け、期末手当も6月と12月に均等に振り分けること。
3. 市議会議員・特別職常勤職員・特定任期付職員については、期末手当を同様に増額し、振り分けること。

【意見】

(賛成意見)

本議案は人事院により、官民格差の実態に基づいて月例給、一時金を引き上げるよう勧告されたものであり、公務員の給与を適正に保つためのものである。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定した。